

平成30年度 第1回 米沢市文化財保護審議会

日 時 平成30年 7月18日 (水) 13時30分より
会 場 置賜総合文化センター (3階 第3会議室)
普門院庫裏保存修理工事現場

~~~~~ 次 第 ~~~~~

第1部 米沢市文化財保護審議会 (13:30~14:30)

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員・事務局紹介
- 5 協 議
 - (1) 報 告 平成30年度文化財関連事業について
 - ・一般文化財事業
 - ・埋蔵文化財事業
 - (2) その他
 - ・今後の指定文化財について
- 6 閉 会

第2部 文化財視察 (14:50~16:00)

普門院庫裏保存修理工事現場 (米沢市関根地内)

平成30年度 米沢市文化財関係事業(予定)

区 分	平成 30 年度の重点事項	平成 30 年度の主な事業予定
1. 文化財共通	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の記録 ○文化財に関する諮問機関の開催 ○文化財行政推進大会への参加 ○文化財の普及・教育 ○市民協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・「米沢市文化財年報」No.31 の発行 ・米沢市文化財保護審議会の開催（年 2 回開催予定） ・全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会総会（岩手県一関市）・山形県史跡整備市町村協議会（最上町）への参加 ・埋蔵文化財資料室・史跡等の見学対応・出前講座、米沢チャレンジウィークの受け入れ ・ささの里づくり推進協議会、八幡塚古墳保存会との協働事業
2. 一般文化財	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の調査 ○文化財の保護 ○指定文化財保存管理の充実 ○指定文化財環境整備の促進 ○無形民俗文化財後継者の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財及び指定文化財候補の調査 ・上杉神社文化財の調査 ・文化財巡回指導（国・県指定文化財） ・国指定史跡「上杉治憲敬師郊迎跡」保存修理事業（11 年目） ・県指定文化財「木造伝大日如来像」保存修理事業（単年度事業） ・国指定特別天然記念物「カモシカ」の保護 ・市指定天然記念物「ホタル」及び同「吾妻の白猿」の保護調査 ・文化財防火デー ・未来に伝える山形の宝事業への協力（芳泉町・笹野地区） ・県指定天然記念物「山上の大クワ」の管理 ・国指定史跡「上杉治憲敬師郊迎跡（普門院・羽黒神社）」及び同「米沢藩主上杉家墓所」管理に係る補助 ・県指定天然記念物「長町裏のエゾエノキ」管理に係る補助 ・国指定史跡「古志田東遺跡」案内板設置 ・国指定史跡「一ノ坂遺跡」及び市指定史跡「戸塚山古墳群」、同「谷地河原堤防（直江石堤）」の環境整備（草刈・雑木除去等の実施） ・県指定無形民俗文化財「梓山獅子踊」保存会への補助
3. 埋蔵文化財	<ul style="list-style-type: none"> ○埋蔵文化財の調査 ○埋蔵文化財の情報収集及び周知、開発の調整 ○報告書の作成 ○埋蔵文化財の保存・活用・普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・大南遺跡緊急発掘調査受託事業（整理作業） ・花沢 A 遺跡緊急発掘調査受託事業（報告書作成） ・市内遺跡発掘調査等事業 ・開発事業に際する事前協議及び埋蔵文化財包蔵地における試掘・確認調査、分布調査 ・米沢市埋蔵文化財調査報告書第 114・115 集の刊行 ・米沢市埋蔵文化財資料室の維持管理 ・伝国の杜エントランスでの展示（米沢城跡・古墳時代関連）

平成 30 年度 米沢市一般文化財関連事業について

◆ 国指定史跡上杉治憲敬師郊迎跡保存修理事業

上杉治憲敬師郊迎跡は、米沢藩 9 代藩主上杉治憲（鷹山）が師の細井平洲を迎えた地として、昭和 10 年に国の史跡に指定されています。

今年度は平成 20 年度より開始した保存修理事業の 11 年目で、普門院庫裏の保存修理工事の 7 年目にあたり、今年度で普門院庫裏は竣工する予定です。史跡の国庫補助事業ですが、事業計画どおりの予算が確保されないため、3 次以降の増額申請や計画の見直しを図りながら事業を進めています。

◆ 県指定文化財「木造伝大日如来坐像」保存修理事業

昌傳庵の所有する木造伝大日如来坐像はき損が進み、保存修理を検討してきましたが、県の補助事業により今年度保存修理を実施します。

今年度 1 年間の単年度事業で実施し、終了後には、文化財の活用事業としてお披露目と保存修理や文化財に関する講演会等のイベントを行いたいと考えています。

◆ 上杉神社文化庁文化財調査

上杉神社の所蔵する国指定文化財等の確認調査を平成 27 年度より文化庁・県の指導を受けながら実施しています。この調査の結果として、昨年度は国指定重要文化財の後奈良天皇宸翰般若心経と綜芸種智院式の保存修理を実施することができました。

今年度の調査は、文化庁伊東哲夫文化財調査官を中心に 6 月 18～22 日の日程で上杉神社の所蔵する国指定文化財（上杉家伝来の服飾類）等の確認調査を実施し、服飾類全点の調査を終えました。この結果をもとに、平成 31 年度からの服飾類をはじめとした上杉神社所有文化財の保存修理事業を検討しています。

また、神社の所有する大般若経 600 巻の調査を文化庁藤田励夫主任文化財調査官が進め、7 月 7・8 日の調査で終わりました。南北朝期まで遡る貴重な歴史資料であり、次年度以降の県もしくは市の文化財指定についても検討していきます。

その他、例年通りの国・県文化財管理事業への補助、「未来に伝える山形の宝」に登録されている芳泉町や笹野地区への協力、企業メセナの活用、文化財調査、カモシカの保護なども引き続き行っています。



普門院庫裏屋根工事完成



木造伝大日如来坐像



上杉神社服飾類調査

平成 30 年度 米沢市埋蔵文化財関連事業について

◆ 大南遺跡緊急発掘調査受託事業

浅川最終処分場整備事業に伴う緊急発掘調査を平成 28・29 年度の 2 カ年で実施し、約 27,600 m²を発掘調査しました。調査の結果、奈良・平安時代と中世の遺構・遺物が多数発見されています。今年度は整理作業を行っており、発掘調査報告書を平成 31 年度に刊行する予定です。

◆ 緊急発掘調査受託事業（花沢 A 遺跡）

宅地造成工事に伴う緊急発掘調査を平成 29 年度に実施し、約 3,170 m²を発掘調査しました。調査の結果、縄文時代中期後葉～末の竪穴住居跡 24 軒をはじめ、多数の縄文土器が出土しています。今年度は整理作業を行っており、発掘調査報告書を今年度中に刊行する予定です。

◆ 市内遺跡発掘調査事業

開発事業に伴う試掘・確認調査を随時実施しており、7 月現在の対応件数は 20 件を超えています。本発掘調査が必要となる事例は今のところありませんが、例年より届出が多いことが見込まれ、適切に対応していきます。

◆ 館山城跡・戸塚山古墳群保存整備事業

大南・花沢 A 遺跡の調査対応で休止していますが、環境整備や史跡の案内は随時実施しています。館山城跡は平成 31 年度に再開し、9 月頃から内容確認調査を実施する予定です。

◆ 埋蔵文化財の活用

伝国の杜エントランスでの展示を継続しています。今年度は 4 月 6 日から日本続 100 名城スタンプラリー開始に合わせ、伝国の杜建設工事に伴う発掘調査（平成 10 年度実施）で出土した遺物とパネルを展示しています（期間は 9 月 20 日まで）。10 月からは、八幡塚古墳保存会と協働事業で行う古墳時代の講演会（11 月 3 日（土）伝国の杜大会議室）に合わせて、古墳時代関連の展示を予定しています。



大南遺跡出土木製品類



伝国の杜エントランス展示（米沢城跡）

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

① **都道府県**は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる

【第183条の2第1項】

② **市町村**は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、**国の認定を申請**できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

② 所有者に代わり文化財を保存・活用する**管理責任者**について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には**地方文化財保護審議会**を必置とする

【第190条第2項】

② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う**文化財保護指導委員**について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日